

部落解放令前後の状況

石
尾
芳
久

目次

第一 部落解放令の本質

第二 幕末における部落解放への動向

第三 部落解放令の貫徹を阻止したもの

第一が部落解放令の本質、第二が幕末における部落解放への動向、第三が部落解放令の貫徹を阻止したものと、上三つの構想からこの論文はなっている。先行の論文としては、小林茂氏の研究（『部落「解放令」の研究』）とか、上杉聡氏の研究（『「解放令」成立過程の研究』）がある。その他、多くの重要な研究がある。

第一、部落解放令の本質

まずわかりきったようなことからのべるけれども、この部落解放令は『近代部落史資料集成一』（三一書房刊）（以下「集成一」と略称）のなかで「太政官布告により穢多非人等の制度を廃止 明治四年八月二十八日」とある。

布告

穢多非人等ノ称被廢候条、自身身分職業共平民同様タルヘキ事誌

同上府県へ

穢多非人等ノ称被廢候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事（以下略）

「穢多非人ノ称被廢候条、自身身分職業共平民同様タルヘキ事」それに加えて「一般民籍ニ編入シ（中略）尤地租除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事」というようになってはいるが、なぜ職業という概念を身分と併記したのだろうかというところに問題がある。上杉氏の研究により明らかになった、この法令の原案ともいべき大蔵省原案では、次のようになっている。（集成一 五八号）

（『公文録』辛未八月大蔵省之部 全）

穢多非人ノ名称ヲ廃シ、都テ平民同様可為取扱儀ニ付、御布告案添相伺申候也

辛未八月廿二日

井上大蔵大輔

正院御中

大久保大蔵卿

異論無之候事

八月廿二日

左 院

この大蔵省原案のみには解放令のような職業の概念はない。これは大久保・井上の合理的国家主義思考を示唆する。しかし解放令及びその他の解放令に関する原案には職業の併記（旧身分思想）がありそこに問題が一つある。

もう一つは上杉氏が非常な努力をもって明らかにされたことであって、従来の除地に対する免税措置の恩典を剝奪するという画一的国家財政の観点から租税を賦課するという関心からの解放ということであって、従ってこの解放令の立案の基本は国家財政的な関心である。あるいは国家の権力功利的な関心というものが基本であるということが、明白となる。（ただし、国家の権力功利的関心と合体する解放令の旧身分思想を看過してはならない。）

国家の財政的関心については、右述した上杉氏の研究があり、解放令の原案というものが、右に紹介した大蔵省の井上・大久保両名の署名した案であるわけであるが、その大蔵省原案のさらに基本的な原案と目すべきものに、民部省案というものが、これが集成四一号に「穢多等廃止にかんする民部省案を太政官に提出 明治四・三・一五」とある。

『京都府史料』二二

従来穢多之類ハ一種之陋族ト致シ、平民ト交際ヲ禁シ、別火ヲ以飲食罷在候仕来リニ御座候得共、元来無謂レ義ニテ隆盛之今日ニ当リ断然平民一途ニ御同視被遊候ハテハ不相濟事ト存候、乍去旧染之弊習ニ御座候得ハ、人情之不折合モ可有之ニ付、差向穢

多等之名目ヲ廃シ、更ニ□民ト唱へ身分之義ハ先以平民ヨリ一等待下モニ差置、左候テ東京大坂兩府へ勸業局相開キ、当省ニ於テ
総轄シ、外國人等雇入、兩府近傍之□民共ヲ始メ、各地方□民共ニ至ル迄、世用必需之諸工業類伝習爲致、將又牧育等之業ヲモ
勸誘シ、右之内□民共儀ハ家産之厚薄ニ応シ其望ミニ任セ其々積金申付、或ハ事業ニ熟達致シ候者等相選漸ヲ以平民へ籍差加へ
候ハ、世人之折合モ宜敷、随テ右之者共モ一層事業ニ勉強仕、一挙兩得ニ可有之哉ト存候、其大略凡左之通ニ御座候

一、東京大坂兩府ニ勸業局ヲ造築ス、但シ此勸業局ハ一所ニ二・三ヶ所モ取設ケ、外國人等雇入レ、皮革ノ製法沓類馬具胴乱等
之工業及ヒ牛乳乾酪乳油羅干ノ類、其他当人之所長ヲ見立、百工ノ業ヲ伝習セシムヘシ

但、追テハ各地江モ取立候積

一、□民ニ限ラス、四民之内ニテモ勸業局へ入学願度者ハ是ヲ許スヘシ但、□民ト混淆ヲ欲サル者ハ、別局ニ差置、ベシ

一、勸業局ハ民政部省ニテ惣轄シ、同省出張処ヲ置キ、万事指揮スヘシ

一、勸業ノタメ差向政府ヨリ金五万兩ヲ局中江貸シ与へ、毎年壹万兩宛返納致シ、五ヶ年ヲ以皆済トス

一、学徒ハ何レモ伝習ノ謝金トシテ月々金兩ヲ差出スベシ

一、□民共積金之儀ハ、家業ノ大小ニ随ヒ最初何程ニテモ差出シ、其後尚又追々ニ積金スヘシ

但、各地方ヨリ入学願出候□民共モ同様積金スヘシ

一、遠国ヨリ入学願出候者へハ長屋取建之上貸渡シ候間、月々家賃差出スヘシ

一、勸業局之官員各地方江巡廻致シ、地方官ト熟談協議之上万事ヲ処置スヘシ

一、□民勸業局ニ入り勉強ニケ年ヲ経ル者、或ハ積金□兩ニ至ル者ハ平民ノ戸籍ニ編入スヘシ

一、平民籍ニ編入スル者ハ、死刑人之取扱其他従前ノ課役ヲ免シ平民一般ノ国役ヲ掛クヘシ

右御許容相成ル義ニ候ハ、尚巨細取調可申進、先以此段相窺申候也

辛未三月

民政部省

弁官御中

以上のような史料であるが、はなはだ問題があるのではないかと思うわけである。それはどういふことかというのと、重要なところだけあげれば、「差向穢多之名目ヲ廢シ、更ニ□民ト唱へ」と「□民」のところが空白になっている。「身分之儀ハ先以平民ヨリ一等下モニ差置」というようになってゐる。もつとも、これに関連した、大江卓の建議にはやはり賤民だとしているけれども、この民部省案では、平民より一等下に差し置く。しかしこれも、平民よりもはるかに低い身分にあつた賤民を平民より一等下、一段下に位置づけるといふことをいっているので、やはり、段階的な身分上昇論（実質はカースト的段階的身分上昇論）という考え方であり、同様の考え方を解放令直前の明治四年の六月十三日の次の民部省の太政官弁官宛の進達書にみる事ができる。

〔農務顛末〕昭和三〇年刊

穢多非人烟亡等取扱ノ件

(*) 従来穢多ノ類ハ一種ノ陋族ト致シ平民ト交際ヲ禁シ別火ヲ以テ飲食罷在候仕来リニ御坐候ヘトモ、元来無謂義ニテ隆生^(盛)ノ今日ニ当リ断然平^(*)民一途ニ御同視被遊候ハテハ不相濟候事ト奉存候、乍去旧染ノ弊習ニ御坐候ヘハ人情ノ不折合モ可有之ニ付、差向穢多非人烟亡等ノ名目^(*)ヲ廢シ更ニ^(ト)民ト唱ヘ、身分ノ義ハ先以平民ヨリ一等下ニ差置、左候テ東京大坂兩府ヘ勸業局相開キ、当省ニ於テ総轄シ、外国人等雇入、兩府近傍ノ民トモヲ始メ各地方民共ニ至ルマテ世用必需ノ諸工業類伝習為致、将又牧畜等ノ業モ誘勸シ、右ノ内^(マ)民共儀ハ家産ノ厚薄ニ応シ夫々積金申付或ハ事業ニ熱達致シ候モノ等相撰漸ヲ以テ平民籍ヘ差加ヘ候ハ、世人ノ折合モ宜敷、随テ右ノモノ共モ一層事業ニ勉強仕一挙兩得ニ可有之哉ト奉存候、其大略凡左ノ通り御坐候

一、東京大坂兩府へ勸業局ヲ造築シ、但シ此ノ勸業局ハ一ケ所ニ二三ケ所モ取設ケ、外國人ヲ雇入皮革ノ製法沓類馬具胴乱等ノ工業及ヒ牛乳乾酪乳油羅干ノ類其他當人ノ所長ヲ見立百工ノ業ヲ伝習セシムヘシ、但シ追テハ各地方ヘモ取立候補

一、民ニ不限四民ノ内ニテモ勸農局入り願度候モノハ是ヲ免スヘシ、但シ民ト同居ヲ欲セサルモノハ別局ニ置クヘシ

一、勸業局ハ民部省ヨリ総轄シ、同省出張所ヲ置キ万事指揮スヘシ

一、勸業ノタメ差向政府ヨリ金(マカ) 兩ヲ局中ヘ貸シ与ヘ、毎年(マカ) 兩ツ、反納致シ、五年ヲ以テ皆済トス

一、学徒ハ何レモ伝習ノ謝金トシテ月々(マカ) 兩ヲ差出スヘシ

一、民トモ積金ノ儀ハ家屋ノ大小ニ随ヒ、最初何程ニテモ差出シ、其後尚又追々ニ積金スヘシ

但シ各地方ヨリ入学願出候(マカ) 民トモ同様積金スヘシ

一、遠國ヨリ入学願出候モノハ長屋取建ノ上貸渡候間、月々家賃差出スヘシ

一、勸業局ノ官員各地方ヘ巡回致シ、地方官ト熟談協議ノ上万事ヲ所置スヘシ

一、民勸業局ニ入り勉強ニケ年ヲ経ル者、或ハ積金(マカ) 兩ニ至ル者ハ平民ノ戸籍ニ編入スヘシ

一、平民籍ニ編入スルモノハ死刑人ノ取扱其他従前ノ裸役ヲ免シ、平民一般ノ國役ヲ掛タ(ク)ヘシ

右御許決相成候ハ、尚巨細ノ義ハ取調可申出、先以此段奉伺候也

辛未三月(明治四)

弁官

御中

朱)辛六月十三日御附紙濟一覽

世

大)

輔公御自身ニテ官へ御進達ノ

部落解放令前後の状況

民部省

庶務局

開業局

張(**) (辛) □未三月十五日大輔公□書二通差出

(***) 辛未□月十三日下ル

穢多ノ義ハ平民ヨリ一等下ニ□置候事ハ不被及御沙汰□付、尚伺出ノ通り実効相□候方法取設、其実効ニ□^(テカ)ラ順

次平民ニ加入可為致間□□取調更ニ可伺出事

但、育金貸下ノ儀ハ不被及御沙汰候事

大輔

大少丞

紙

張紙の部分が民部省の大輔・大少丞に対する弁官の指示であつて「辛未□月十三日下ル」の□月は六月のことと考
えられる。弁官の指示は平民より一等下に差置くことには否定的であり、むしろ「其實効」にもとづき「順次平民」
に加入せしめるという見解であつたようである。民部省のカーストの身分の名残りをのこした段階の身分上昇論とは
異り、権力功利的関心からの順次の身分上昇論に他ならないが、これもまた本質的にはカースト的段階の身分上昇論
を意味するものとして包括して考察しうるものである。両者の相違は決定的なものではなく流動的であり、カースト
的段階の身分上昇論に集約されうるものであると断じてよい。

なおこの史料には、「取扱ノ件」の最後の条項に、「平民籍ニ編入スル者ハ、死刑人之取扱其他従前ノ課役ヲ免シ
平民一般ノ国役ヲ掛クヘシ」となっており、これは穢多非人といわれた人々が死刑人、すなわち行刑役という職務を
負担していた。それを今後は平民一般の国役を課する、平民一般の職務につくことができるというようにしているの
であるから、ここにも職業と身分とを必然的関連において把握するという思想が認められるのであつて、本来、身分

解放ということであれば、職業ならば職業の自由ということではよいので、平民の職業につくことを許容するなどという必要はない。絶えず身分と職業の問題がこういうように関連せしめられているという見解には、やはりこの背後に近世のカーブ的性格をもっている身分概念の伝統を残しているのではないか。そういう伝統的思想を承譜とする段階的な身分構成―段階的な身分上昇（カーブ的段階的身分上昇論）という考え方はやはり残っている。そういう身分思想を根底にして、平民より一段低いところに賤民をおく（平民から隔絶したところにある身分から上昇せしめる）という考え方がでてくるという理由があるのではなからうか。そういうように考えられる。

その考え方からすれば、平民よりもう一段下げるといふ、この民部省案というものを、太政官は、大蔵省の稟議をおそらく参考として、却下している。それは次の史料である。（集成一 五一 参考）

『明治前期財政経済史料集成』第三卷 編外大蔵省沿革志 戸籍寮)

(明治四年八月)

二十八日穢多・非人ノ称ヲ廃シ共ニ民籍ニ編入スルノ方制ヲ太政官ニ稟議シ、裁可布告ス。

太政官布告ニ曰ク、自今穢多・非人ノ称ヲ廃止ス、其ノ身位・職業共ニ平民ト同等タル可シ。

又タ府県ニ宣達シテ曰ク、今者穢多・非人ノ称ヲ廃止ス、因テ之ヲ民籍ニ編入シ其ノ身位・職業共ニ平民同一ニ料理シ、地租其ノ他蠲免ノ旧慣ヲ更正スルノ方法ヲ考按シテ大蔵省ニ稟候ス可シ。是ヨリ先キ^{本年三月}民部省太政官ニ稟議シテ曰ク（以下前史料中の民部省の伺書と重複にて略す）

太政官批合シテ曰ク、穢多ヲ以テ平民ノ下等ニ班列スルヲ須ヒス、但タ各自実効ヲ立テシムルノ方図ヲ開設シ逐次ニ平民ニ編伍セシム可シ、因テ其ノ方法ヲ査点稟議セヨ、今マ金額ヲ貸与スルハ遂ニ許シ難シ。

これは今いった平民より一段下におくという考え方をうけないということ、^{本年三月}「平民同一ニ料理」するのだといっ

ている。けれども、これは段階的な身分上昇論というものを今一步進めたらこういう考え方になるということにすぎない。そこには基本的人権の思想というものはなんら存在しないので、絶対的な身分解放を意味する解放令と見做すことは著しく困難となる。大江卓の問題提起というものも、やはりこの観点(段階的的身分上昇論)のワクを出るものではない。(「平民同一ニ料理」するとしても、なお実質的には平民よりも一段下に身分を下げる事が可能である――明治四年十二月、解放令反対一揆の直後に出された飾磨県の告諭書に「前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ、少シモ重頭ナキ様、身分ヲ引下ケ、万事ヒカヘメニ致セ」とある――と考えている。そこにカースト的段階的的身分上昇論の特色がある。)

この大江の参画した民部省案というものが、大江自身の証言にあるように井上馨を通じ、大蔵省の案になっているわけである。(集成一 三九号参考) (大江天也(談)「穢多非人称号廃止の顛末を述べて穢多の起源に及ぶ」)

穢多非人称号廃止の顛末(前略)

兎に角私に民部省へ出てやつて呉れと云ふことであつた。所で平民籍には編入するが、矢張り開墾場に送つて職を与へなければならぬ。又彼等の金持には一会社を起さして、製革業をするとか、事業を發達せしめん^(つ)ければならぬと云ふ意見は同じものであつたけれども、自分が役人になることは嫌だから、強て断つたが是非とも民部省に出任せよとの事で、然らば判任官の一番低い所の役人ならやらう、さう云ふ訳でいかぬなら貴方と代りませう。一番上の役人か、一番下の役人か、斯う云ふことならやると云ふと、それも極端だから大抵の所で折合つてやつて貰はうぢやないかと云ふ。私はやらないと云ふことで、押問答があつたが、是非民部省にへ這入つてやつて呉れんければならぬとの事で、然らば彈直樹を役人にして呉れなければならぬ。私一人ではいかないと云つたが、今総ての者を平民籍に編入しようと云ふ場合、まだそれも出来ない中に彈を役人にするのは極端だ。それぢや私も到底出ない。さう言はないでお前だけ民部省へ出て呉れないか。それは断然いかぬ。貴方がやるが宜い、私が行かないでも出来る、私が死んだら止めるか。さうではない。さうでなければ私が行かないでもやれやうといふ様な事で、遂に大木も折

れて、それでは弾も入れるが、直ぐ役人と云ふ訳にいかぬから、御用掛にする。いや私の席より上でなければ困る。又お前はさう云ふ極端なことを言ふが、それでなしに折合つて呉れ。それなら断然やらぬと云ふ。遂に私の説を容れて、私は一番下の判任官、弾は民部省の御用掛。斯ふ云ふものになつた。二人が民部省に出てやることになつた。其頃の民部省は御所内の一部分であつて、徳川の西丸であつた。西丸の一方は宮内省、一方は大蔵省と云ふ風になつて居つた。弾も毎日出勤するのである。それは五月の初であつたと思ふが、五月頃に黒田藩が太政官会計局の札を偽造したことが発覚した。其跡仕末に自分は有栖川宮の御供をして福岡へ往かねばならぬ事になつた。この時恰も大木は参与となり、井上馨が民部大輔となつて穢多非人のことは俺が引受けてやるから、是非お前は有栖川宮の御供をして筑前へ行くことになつて呉れとの事で、遂に福岡に出張することになつた。福岡の事は誠に穩かに処置が出来たから、八月に私は東京へ引上げた。其時には廢藩置縣の時で、民部省を廢して大蔵省で事務を執ることになつた。井上が大蔵大輔に転じ、八月二十八日の太政官の六十一号の布告を以て、「穢多非人の稱を廢せられ候。自今身分職業共平民同様たるべき事。」と云ふ布告が發せられた。そこで始めて私の目的が達せられたのである。

〔『民族と歴史』第二卷第一号 大正八年七月二〇日刊〕

大江自身の案ではそこを、これはやはりこの集成一の三十九号の「大江卓、穢多・非人等を平人とする建議を提出 明治四・一・一」に認められるが、次のようにのべる。

〔『大隈文書』〕

方今平民一途戸籍御取調ノ折柄、異種殊類ノ俗有之候テハ自然文明ノ教化ヲ障碍スルハ必然ノ勢ニシテ、之ヲ一途ニ歸サシムルコト最要ノ儀ト奉存候、第一穢多等ノ名目ヲ廢セラレ、之ヲ平民一途ノ戸籍ニ編入致候様御仕法被為立度、依テ見込ノ廉々建言仕候、然ルニ陋見ノ所論時情ニ悖リ候廉モ可有之奉存候得共、教化ノ万一ニト奉存、微賤ノ身ヲ不顧猥ニ政途ニ備候、宜ク御評議ノ程奉願候

部落解放令前後の状況

辛未正月

大江卓造恐惶謹白

穢多非人烟亡ヲ平民トナスノ議

生民有テヨリ歲月ヲ経歴スル久キニ從ヒ、益々繁生シ從テ貴賤尊卑ノ別ヲ生シ、種類モ亦自ラ別テ皇神蕃ノ三類トナリ、殊ニ又一種ノ別類ヲ生セリ之ヲ穢多ト云フ、其來歴ヲ繹ヌルニ付會ノ説ノミ多シテ尽ク信用スルニ足ラスト雖トモ、其長吏彈左衛門ノ如キハ中古而來歴代將軍家ノ印紙ヲ現ニ所持シ、且治承年間廿八種戸其他ノ統轄ヲ許レタリ、是ヲ以テ此ヲ見ル時ハ其依テ來ル故アリ、而後世ニ至リ廿八種戸ノ内或ハ特立シテ平民ニ混籍シテ婚姻スルモノ往々之アリ、遂ニ穢多ト特別ノ種類トナリ却テ之ヲ賤視輕蔑スルニ至ルト雖トモ、旧ト其ノ管轄内ノ種類タルコト詳明ナリ、方今皇神種ニシテ土族平民トナリ蕃種ニシテ華族トナルモノ不少、穢多非人烟亡ト雖トモ亦此ノ皇神蕃ノ三種類ニ出テス、豈平民ト齒スル得サルノ理アラシヤ、然ラハ則天地ノ通義ニ本キ、平民同一ノ權利ヲ与へ、同一ノ民法ニ從ハシムベキ当然タリ、然ト雖トモ因襲ノ久キ弊習ヲ以テ俄ニ変シ易カラス、若シ之ヲ變スルモ其実亦行ハレサル所アリ、故ニ此ノ弊習ヲ除カンニハ漸ヲ以テセスンハアルヘカラス、其法果シテ如何ソヤ、旧穢多非人烟亡等ノ名目ヲ廢シテ賤民適宜ノ名ヲト稱シ、平民ヲ下ルコト一等ニシテ、從來ノ課役等ヲ免シ、全權ノ管轄官ヲ設ケ、勸業ノ事ヲ掌ラシメ、任意自由ノ商權ヲ与へ、大ニ牧畜等ヲ開キ、各自ラ家産ノ大小ニ從ヒ若干ノ金ヲ出サシメ之ヲ積金トナシ、先ツ東京大阪ノ兩府ニ勸業局ヲ建立シ海外ノ工者ヲ雇ヒ入レ諸工作ノ業ヲ伝習セシム、各地方ノモノト雖トモ此ノ勸業局ニ入り伝習スルヲ得セシメ、又多少ノ積金ヲ出サシメ、漸ヲ以テ各地方ニ勸業局ヲ起サシム、然而シテ年月ヲ歴ルニ從ヒ、又漸次ニ二三ノ權利ヲ与へ、遂ニ平民一途ノ域ニ至ラシムヘシ、以上惟其略概ヲ論スルノミ、設法ノ如キハ左ニ条目ヲ記載ス

一、管轄官ハ民部ノ大小丞ヨリ出テ、各地方ノモノヲシテ其法律ニ從事セシメ積金ヲ取立テ、勸業一般ノ事務ヲ掌ルヘシ

一、管轄官其他一二ノ官員ヲ除クノ外、通弁人屬吏等ノ月給ハ積金ノ内ヨリ之ヲ給スヘシ

一、聽訟斷獄其他租税國役等ノ如キハ各地方官ノ權、惟勸業ノ事務ニ干涉スル訴訟、管轄官ノ權タルヘシ

一、管轄官ハ各地方ニ廻巡シ、各地方官ト熟談協議ヲ以テテ事務ヲ所置スヘシ

一、勸業ノ為メ、先ツ政府ヨリ金五万兩ヲ管轄官ニ貸シ与ヘ、毎歳壹万兩ヲ返納セシムヘシ

一、先ツ東京大阪近傍ノモノヲシテ兩府ニ勸業局ヲ建立セシメ、外国ノ工人ヲ雇ヒ入レ、製皮製沓製酪等百工ノ業ヲ伝習セシムヘシ

一、学生ハ長幼ノ別ナク、各地方ノモノトイヘトモ一ヶ月何程ノ謝金ヲ出シ、伝習ヲ得セシムヘシ

一、積金ヲ出タセシモノハ毎歳五分ノ利足ヲ与ヘ、七年ヲ歴ルノ後、毎歳元金十分ノ一ヲ返スベシ

一、勸業局ニ入り衆ニ越テ勉厲シ工芸ニ熟達スルモノ、或ハ積金五千兩以上ヲ出シ、其返金ヲ望マサル者ハ之ヲ平民ノ戸籍ニ編入スルヲ許ルスヘシ。

一、死刑人取扱等其他従来ノ課役ヲ免シ、平民一般ノ国役ヲ掛クベシ

一、最壯健ナル者ヲ精撰シ、之ヲ各地方ノ消防夫及「ポリース」警戒兵等ニ編成シ、適宜ノ給金ヲ与フヘシ

一、恒ノ産ナク生營ニ窮スルモノハ、各地方官ニ命シテ取調べ、之ヲ蝦夷ニ移シ開拓ノ道ヲ教ヘテ産業ニ附カシムベシ

(早稲田大学社会科学研究所蔵)

「穢多非人烟亡等ノ名目ヲ廢シテ賤民」として、注を入れ「適宜ノ名ヲ下スヘシ」として、「平民ヲ下ルコト一等ニシテ、従来ノ課役等ヲ免ジ」としている。大江の考え方もやはり平民を下ること一等である。しかもやはり賤民なのである。しかし従来ノ賤民よりは上昇している。平民に准ずるのである。しかしそれを何民と称したらよいか。それは今後適宜考えていきたい、というようにのべている。

この考え方が、「京都府史料」にある。集成一の四一号に「穢多等廢止に関する民部省案を太政官に提出 明治四・三・一五」とあって、先に紹介したものであるが、これは重要な史料であると思う。維新以来「隆盛之今日ニ当リ断然平民一途ニ御同視被遊候ハテハ不濟事ト存候」しかしながら多少「旧染之弊習」も残るので、「差向穢多等之

名目ヲ廢シ、更ニ□民ト唱へ身分之義ハ一等下モニ差置」というようにあつて平民一途に同視する、けれども事実上の問題との妥協として、「□民」として平民より一等下に置くということをのべている。

これが大江自身の案としては、勸業局に入り積金五千元以上出し、返金を望まないものは、平民にしていゝのではないかといいことをいつている。しかし太政官では金で解決することは適當ではないとして、その点に関する修正がおこなわれたのである。

であるから、こういう経過を見てゆくと、この身分解放令というものの本質というものは、カースト的階級的身分上昇論というものが、その本質にあるというように考えるべきではないか。そして実質はまず、平民より一等下にまで上昇せしめるという考え方であつた。それを平民と同様に差し置くというようになったのである。職業という点が絶えず身分につきまといつてゐるといふことも、カースト的身分思想を根底とするカースト的階級的身分上昇論であるといふ点を考えるならば、よくわかつてくるのではなからうか。

このようなカースト的身分思想は、明治四年四月五日制定された戸籍法において、どうしても「穢多非人」という項目を置かざるをえなかつたことと必然的なつながりがある。そういう意味では、あくまでも、国家財政という観点からの「解放」令ということに過ぎない。しかもその根底には、独自の身分体系に対するカースト思想(カースト的階級的身分上昇論)が底流として残つてゐるといふことを、考えるべきである。

明治二年に例の公議所というところで、里数改訂の儀というところからいろいろな議論が出てゐることは、周知の通りであるが、この中で上杉氏自身がほとんど評価してゐない問題がある。これは集成一の一五号「大岡玄藏による穢多頭から裁判権を奪うべきとする議案 明治二・五・一」の中に「生殺ノ権ヲ穢多頭ニ委ヌヘカラサルノ議」とい

う議案である。

『議案録』第六 明治二年五月

生殺ノ權ヲ、穢多頭ニ委ヌヘカラサルノ議

公議所書記 大岡 玄藏

抑、生殺ハ、國家ノ大權ニテ、公卿諸侯ト雖モ、敢テ專ニスルヲ得サル者ハ、人命ノ尊キヲ以テナリ。然ルニ、謂ユル穢多頭ハ、賤辱ノ身トシテ、却テ独リコノ大權ヲ握リ、団聚数千ノ人命、公裁ヲ經スシテ殺戮ヲ專ニスルヲ得タリ。是朝廷自ラ大權ヲ輕視スルノミナラス、并テ人命ヲ輕視スルナリ、甚タ此理ナシ。穢多頭團聚ト雖モ、齊シク皇國ノ人民ナレハ、御維新ノ際、宜ク団頭專斷ノ權ヲ奪ヒ、死生予奪ノ獄等、直チニ政府ノ裁斷ヲ仰クヘキ様、御仁慈ノ御処置、被為在度候。

生殺与奪の權をはたして穢多頭がもっていたか、ということについては吟味を要する点があり、最近島根県大田市で調査したところではそういうことは簡単にはいえないということが明かとなったわけであるが、とにかく右の議案は集権的な裁判制度あるいは合理的な裁判制度を確立しようとしているわけであって、上杉氏自身はこれを穢多の自治を奪うものだといっておられるけれども、穢多という身分概念のもとに、自治が成立するわけではないので、賤民からの決定的な身分解放をおこなわなければ、自治というものは成立するはずはない。穢多身分団体に自治があるなどということ簡単に考察されたところに上杉氏の理論上の誤りがある。

その他この公議所の案で、外国人が日本人を雇用する場合穢多を使つたらよいだろうといったこと等、提案されている。(集成一 一四号)

『公議所日誌』第一四上 明治二年己巳五月

五月十二日會議ニ付、例刻、議長大原少将、当分副議長神田孝平、学校権判事仙石越前守、同権判事心得豊岡前大藏卿、議員二百四人、参聴ノ諸侯板倉教之助、戸田長門守、松平佐渡守、松平主計頭、生駒讚岐守、京極備中守、松平撰津守、蒔田相模守、米倉丹後守、森川内膳正、森对馬守、関伊勢守、稻垣对馬守、并ニ諸藩参聴人、例席へ出仕。議員例刻ヨリ、民間所持船規則案ノ可否ヲ決定シ、第十一字半ヨリッ第八号外国人ニ被雇候者規則案ノ評論ヲ説上ゲ、且論ジ了テ、今日配分ノ議案ヲ受取、一同退散ス。

(中略)

第八号 外国人ニ被雇候者規則案二条

第一

誰人ニ限ラズ、官許ヲ不受外国人ニ雇ハレ候儀可為嚴禁事。

第二

外国ノ官職ヲ受ケ候儀、官許ヲ受ザレバ、嚴禁ノ事。

右之通御規則相立候テハ如何。

外国交際課

右評論鈔出

児玉 精

第一条、彼ノ狡猾ニ惑ハザル様、懇諭アリテ後官許アルベシ。

第二条、何ゾ彼ノ官爵ヲ受ケ、臣僕トナルノ理アラシヤ。断然嚴禁スベシ。

加藤 右門

第一条、官許ヲ受ル者ハ、仮令下賤ト雖モ、彼ニ雇ハレ候ハ、我国命ヲ奉ズルニ在テ、彼ガ奴隸タラシメザルヲ要ス。

第二条、大略前同論。

(中略)

第一条、外国人ニ雇レ、奴隸トナル者、四民ハ嚴禁シ、穢多ヲ以テ之ニ許スベシ。

第二条、大略前同論。

二条共大略同論。

第一条、允当ナリ。但シ士分以上外国人ニ雇ハル、儀、予メ禁令アルベシ。

第二条、官職ヲ受ル等ノ儀ハ、嚴禁ノ事。

第一条、卑賤ノ者ハ格別、双方ヲ帶シ候者ハ、願出候共、容易ニ官許無之御内定ニ仕度候。

第二条、大略前同論。

二条共大略同論。

第一条、御国民生産ノ道相立、外国人ニ雇ハレ候者抔無之様、仕度候。

第二条官職ヲ受ル等、嚴禁ノ事。

部落解放令前後の状況

三橋 肇

中川 潜 叟

榊原 専 蔵

戸 田 保

本 多 数 馬

京 極 常 樹

下 津 権 内

第一条、我国人外国人ニ雇ハレ、支那印度ノ轍ヲ踏候テハ、可憐ノ至リナリ。断然制止スベシ。

小柴 續

右至当ナリ。然レトモ条約ヲ新設セズンバ、遂ニ行レ難カラシ。

成田作右衛門

第一条、至当ナリ。就中婦女子ニ至テハ、尤嚴禁スベシ。若シ出生ノ子アラバ、官へ届ケ、年限ヲ立テ、本邦ニテ養育シ、年限過レバ他邦へ転住セシメ、本邦ノ人種ヲシテ、乱サシムル勿レ。

入江 事

右微賤ノ者ハ、迷惑ノ次第モ有ルベシ。且彼へ聞ヘテモ、隔意ノ嫌アリ。此規則不相立方カ。

(後略)

〔公議所日誌〕第一四下 明治二年己巳五月)

(前略)

第一条、既ニ開港ノ上ナレバ、此事モ亦万国大凡ノ法ニ倣テ可ナリ

第二条、予ジメ機察法ヲ設ケレバ、穢多非人ノ類、彼ニ雇ハレ、官職ヲ受ルニ至ラン。既ニ其官職ヲ受クレバ、内国ニテモソレ丈ノ取扱アルベシ。然レトモ、其者ノ元籍穢多非人ナレバ、甚ダ不都合ナランカ。

永野寿郎兵衛

第一条、間然ナシ。但シ彼ヨリ何人雇度ト、官村へ申出、官府ニテ雇人差遣シ、其給金モ官へ請取り配当シ、総テ官ニテ管轄スベシ。

第二条、官職ヲ受候儀、然ル可ラズ。然レトモ、彼ノ長ヲ取り、彼ノ情実ヲ探ル為ニ、受ザルヲ得ザルコトモ有ンカ、官ヨリ差引アリテ許スベシ。

加 集 寛 介

滝 沢 省 吾

志 賀 律 三 郎

第一条、男女ニ限ラズ、税金ヲ出サシムベシ。且通弁ノ者等夷人ニナレ、不条理ノ儀アラバ、嚴科ニ処スルノ法ヲ立ツベシ。右異議ナシ。雖然小民利ニ赴クノ勢アレバ、宜ク其害ナキヲ熟慮シ、予メ此期限規則ヲ定ムベシ。

番匠等ノ如キ、或ハ一日又ハ五・六日雇ハレ候杯ハ、制外ニ候ハンカ。且方今ノ急務ハ、時勢ニ応ジ、御国体ト万国ノ公法トヲ折衷シ和親ヲ講ジ、五大洲ヲ兄弟ノ如クスルニ在ルベシ。

第一条、外国人ヨリモ雇度儀有之節ハ、官へ申出候様アリ度候。

赤 岸 兵 藏

清 水 八 右 衛 門

第一条、確論ナリ。願クハ穢多非人ノ内ヨリ撰ミ、彼ノ臣妾タルヲ官許シ、無事ニ其年限ヲ畢ラバ、常民ニ加ヘン。

第二条、官職ハ彼ニ授クルモ、亦嚴禁スベシ。

(後略)

これにはやはり夷狄には夷狄を以て奉公させるのだという考え方が認められ、夷狄がケダモノであるという点で穢多と同様であると考えていることは間違いない。外国人と本邦婦女子との間に出生せる子は一定の年限の後他邦に転住せしめ、「本邦ノ人種」を乱してはならないという血統主義的民族論の見解が認められることに注目するを要する。なお集成一の一二号に「帆足亮吉による穢多の平人化・蝦夷移住の議案 明治二・四・一」というのがあって、これもはなはだ問題のある史料である。

(『議案録』第二 明治二年夏四月)

穢多ヲ平人トシ、蝦夷地ニ移スベキノ議

日出議員 帆 足 龍(亮) 吉

方今蝦夷之賊追々御平蕩ノ上ハ、同所御開拓ノ儀可然ト奉存候得共、同所ハ人口寡少ニテ、其事モ容易ニ行レ難キ儀ト奉存候。然レトモ、当時穢多ト申ス一種ノ者アリ、古奥羽ニ住セシ一種夷人ノ裔ニテ、上古蝦夷ノ俘ヲ、伊勢廟ニ献シ給ヒシニ、牛馬ヲ食ヒ、皮肉ヲ投散シ、神木ノ木ヲ伐リ、叫呼致セシ故、倭姫命 朝廷ニ請テ、是ヲ諸州ニ遷シ給ヒ、其後田部曆奥羽ノ地ヲ平ケ、蝦夷人ヲ尽ク日本人トナセシ事ナレハ、穢多モ亦常人ト異ナル事ハ無御座候。且穢多ハ盜賊ヲ監スルノ名アリテ、実ハ盜賊ノ淵叢、且平人ト交ラサル故、其惡事モ露顯不仕、大ニ政治ノ礙リニ相成申候。此度御一新、非常ノ大赦被 仰出候廉ヲ以テ、宜シク尽ク召集メ、伊勢

太神祠ニ詣リ、祓除シテ平人トナシ、之ヲ蝦夷地ニ移シ、金坑材木捕魚等ノ利ヲ興シ、耕種畜牧ノ業ヲ開カンメハ、穢多モ亦平人トナルヲ喜ヒ、遷徒ノ勞ヲ忘レ可申、此至当ノ御処置ト奉存候。

〔明治文化全集〕第一卷

要するにこれも、やはりこの人々を以て夷狄と見做しているということ、あらわしていると考えられる。この中に「伊勢太神祠ニ詣リ、祓除シテ平人トナシ、之ヲ蝦夷地ニ移シ」とあって、伊勢神宮に詣らせて御祓をし、蝦夷地に移すのだとしているが、ここにその祓、あるいは伊勢太神祠という問題が出ており、すなわち国家神道という問題が既にあらわれている。この祓をして平人にするが、しかし実質は平人ではない。蝦夷地に移すのであるから、この祓という行為がきわめて形式的な行事にすぎないことが、よくわかり、祓というものの本質（神の下の平等ではない）が明示されているのである。

以上が第一の部落解放令の本質という問題である。

第二、幕末における部落解放への動向

有名な、非常に高く評価されている、千秋順之助藤範の「治穢多議」という史料から検討を始めたいと思う。

治穢多議

千秋藤 篤

穢多之在州縣。其戸口不列于民籍。不爲仕伍。不通婚姻。拷死囚。掩暴骸之外。無所役仕。其徒亦常屠牛馬。剝皮毛。而製皮鞋革器。以爲業。其既不列于民籍。又其業之卑。如是。是以人目爲醜類。其遇之。衣袖相觸。以爲汚。足踏其間。以爲不潔。其忌如是。故其徒亦自親其親。子其子。疾病患難相恤。而不求外救。其交不廣。故所費亦不濫。故往往致素封。今也部落蕃息。蔓延於州縣焉。而其在州縣。未知所昉也。謂往昔外夷就俘囚。有其死。以供車役。又謂。是丁卒之守陵墓者。以其有汚穢。不供祭祀事。團結置諸郊外。因襲之久。卒至爲異種。或謂是人體而獸性。故蒙昧而頑黠。其嬰疾。支體腐爛。臭穢不可近焉。夫天地生物。非人則獸則禽則草木則土石。安有二人體而獸性者耶。西土既無此物。豈特本邦爲有諸。果爲有歟。宜抗之於郊野。而莫使瀆我良民也。若爲外夷俘囚。歟。古歸化我君長者。必列諸臣僚。豈有俘囚不可爲侯耶。若爲丁卒之守陵墓者。固不妨於復其舊籍也。今不然。目爲醜類。而又驅役之。彼果自視爲醜類。而安於驅役則可矣。若一朝慨然。嘆曰。我爲醜類。彼爲良民。不伍不婚則已矣。既勞以卑役。又從而汚辱之。亦何甚。攘臂大呼。聚其群類。諸州部落。亦揭竿挺木。四面響應。剽掠州縣。以爲報復之計。如彼黃巾亂漢。五胡亂晉。固非一軍一旅可蕩平也。夫如是乎。爲州長邑宰者。不可不憂也。苟憂之。則不可不早爲之所也。然彼果爲醜類歟。固不戾姑息也。以爲不異類乎。宜復於民籍矣。一朝復於民籍。民不肯容之。豈不扞格耶。故今爲之制。先建其長。選其質直而勇者義者。年拔其卒。以復民籍。授之田廬。課以農桑。則其餘種。皆亦淬厲。忠勇孝義。不化爲良民。既化爲良民。則其利

五。増^ス戸籍^ヲ。一也。息^ス民口^ヲ。二也。倍^ス租稅^ヲ。三也。昨^ハ則^チ彼^ヲ以^テ我^ヲ爲^ス仇讎^ト。今^ハ則^チ以^レ我^ヲ爲^ス父母^ト。服勞供^レ職^ト。四也。昨^ハ則^チ我^ヲ目^ス爲^ス醜類^ト。今^ハ則^チ彼^ヲ爲^リ孝子順孫^ト。民之視^レ之^ヲ。亦將^ニ奮勵^ヲ與^レ起^ト。五也。曰善則善^ト矣。而彼^ノ拷^ニ死^四掩^ニ暴骸^ト之事^ト。孰復^レ任^レ之^ト。曰邦^ヲ有^リ司獄吏^ト。人未^ニ必^ズ爲^レ卑^ト。埋葬^ノ之事^ト。僧徒^ヲ爲^レ之^ト。人未^ニ必^ズ爲^レ辱^ト。山民^ヲ以^テ殺^ス獵^ヲ爲^レ業^ト。人未^ニ必^ズ爲^レ穢^ト。今^ハ令^シ其^ノ徒^ニ曰。改^メ業^ヲ可^ク矣。不^レ改^メ亦^可矣。則^チ彼^ノ徒^ノ之^ノ慣^ヲ以^テ爲^レ業^ト既^ニ久^シ。未^ニ必^ズ欲^ニ邊^ヲ改^メ之^ト也。如^ハ是^ハ乎復^レ何^ヲ妨^グ。嗚呼。國家^ヲ以^テ四海^ニ爲^ス家^ト。以^テ萬^民爲^ス子^ト。一視同仁。愛^ハ及^ニ禽獸^ト。而獨^ニ於^テ彼^ノ徒^ト。舍^テ而^レ不^レ收^メ。豈^ニ不^レ爲^ス缺典^ト耶。乃^ハ不^レ可^ク早^ニ爲^ス之^ト所^ト也。

よく見てゆくと、この中に無視し難い言葉がある。それは「彼果自視為醜類。而安於驅役則可矣。若一朝慨然。嘆曰。我為醜類。彼為良民。不伍不婚則已矣。既勞以卑役。又從而汚辱之。亦何甚。」ということである。こういう自覚をもつにいたれば、そして「攘臂大呼。聚其群類。諸州部落」がこれに応ずるといふようになれば、「彼黃巾乱漢。五胡乱晋。」のごとく一つの大きな革命の運動になるであろうということを、千秋がいつている、この中でやはり見過ごせないことは、被差別者が自分自身を見做して醜類となす、自分自身を見做してケガレた者であると考えている場合には、すなわち自己が内面的な卑賤感を抱き、自分自身を本質として卑しいものである、ケガレた者であると思做しているならばいろいろな賤業に使うことができるであろう。しかしながら一朝その不当性に気付きなげず他人が良民であり、我が賤民であるかということを見做すにいたり、内面的卑賤感を克服するならば、賤民集団は一大革命運動をおこすことが可能となるであろう、ということをいつている。

であるから、この言葉は内面的な卑賤感の育成・教化ということが近世における賤民に対する差別政策のなかでいかに重要であったかということを明示するものであると考えられる。近世の幕藩体制あるいは、その直前から、周知のように権力と合体し転向した大寺院がたとえば穢寺組織を編成する。それに伴って差別戒名を賤民に附与する。穢

寺を中心として権力が賤民に対し内面的卑賤感を抱くように教化政策を行っている。なぜそういう穢多寺というような部落寺院を組織して、部落の中心に寺院を置き、教化に専念せしめたかということは、この教化を通じて、賤民に対し、内面的な卑賤感を浸透せしめるのにすこぶる効用があったからである。こういう牢固たるイデオロギーという問題はやはり、幕藩体制の伝統主義的な支配という本質を考える場合どうしても考えざるをえない事柄なのである。ここところが穢多寺とか差別戒名とかいろいろな教化政策をなぜ権力が大寺院と一体に合体して進めていったか。そういう教化政策が、いかに重大な意味をもっていたかということを解き明かす理由になる。

広島千代田・大朝・豊平三カ町合同の部落調査で集められた石見門徒に関する史料には□□寺という穢寺の中山級の大きな部落寺院があり、この史料の閲覧を□□寺の門徒総代の方が許容されたのであるが、それを見ると嘉永元年の本山（西本願寺）への嘆願書のなかで穢寺とはなにかという宗教思想史上の重大問題を提起している。こういう問題をベリーが浦賀に入港し開国を要求するという直前の時期に提起している。

それまでは、周知のように穢寺とは寺外の寺である。つきあいはしない。自剃刀といい、勝手に坊主になれ、得度は勝手にしろ（本山はその得度を公認しない）ということである。ただこれは、後々、貧窮の寺院があり一々本山にゆけないので自剃刀を事後承認するという方式を本山がとるようになるけれども、部落寺院に関しては、自剃刀の事後承認に関して条件をつけている。それは寺号の上に河原物という文字を付けよ、つまり今まで□□寺という寺号であったのを河原物□□寺という寺号を付けよという条件を付したのである。このような条件を受容せよというのが穢寺とは何かという重大な問題提起に対する本山―西本願寺の解答である。

そこでかなり長い闘いがおこなわれているのであるが、結局は西本願寺は実力を行使してこの嘆願書を却下してい

る。であるから、この嘆願書の実物が被差別部落の門徒惣代の家に伝えられているのである。

この事實は、しかし、被差別部落の中から信教の自由に即して内面的な卑賤感との闘いが始まったことを意味する。すなわち賤民の解放に関しては、権力の側は財政的な関心からあるいは権力功利主義的関心から解放しようとした。それに反し被差別部落の側は内面的な卑賤感をどうのりこえるか。今の言葉でいえば信教の自由ということになると思うが（基本的人権思想の源流は信教の自由にあると思うのであるが）、信教の自由という基本的人権思想につながる問題として穢寺とは何か、という問題提起をなしたのである。これに本山は答えなかった。暴力による庄殺をしたということがまず注目されると思うわけである。であるから、やはり宗教思想というものを基本とする闘争（内面的卑賤感強要に対する闘争）を、どうしても我々は見過ごすことはできない。従来から繰返していつているように、勅命講和以降の一向一揆を肅清する過程で、被差別部落というものがつくられていった。部落寺院を中心としてつくられていったのだという主張も、こういう筋道からいえば、その筋道の起源として考えるならば、よくわかるのではないか。

私の同僚である藺田香融氏が発見された天正十三年三月二十七日付の、最後の一向一揆である大田の水責に関する秀吉の書状に、大田城を囲む堤防のことを鹿垣シシガキと比喻している事實が認められる。鹿垣というのであるから、囲まれたほうは「シシ」なのである。ケダモノと見做されていたのである。この宗教一揆指導者をシシと見做す考え方は勅命講和以後の一向一揆の抵抗者に対する確乎たる觀念として成立したと考えられる。後年、明治初年に、浦上崩れとしてかくれキリシタンがあらわれた場合にこれを当時の明治政府は百何匹を何藩に預けるといふ「匹」といふ言葉で呼んでいるが、そこには、宗教思想史上の天皇制思想―呪術思想に不服従な異端者に対する一貫する考え方が存続し

ていると考えられる。^{〔註一〕} しかも、大田城における最後の一向一揆の指導者の首を天王寺あべのにまで運んで晒首にしたのであるが、その地点に、文禄三年の検地帳によると籠屋敷を編成していることが記載されているので、後に天王寺垣外といわれる被差別部落の起源が、まさに宗教一揆を肅清するという目的のもとに、すなわちたんなる普通犯の刑罰の執行を行刑役として担当するのみではなくして、むしろ本質的には宗教一揆ないしは政治的抗議行動を肅清するという目的をもって編成された賤民集団であることは、明白である。この賤民集団のなかにこの闘争で助命された「残之衆」―同類が中核として存在していたのではないか。

最近の藤木久志氏の研究『戦国の作法』のなかの「同類」に関する研究は参考に値する。(しかし私はとくに藤木氏の研究『豊臣平和令と戦国社会』に不賛成であり、秀吉政権の「豊臣惣無事令の平和を乱す悪者を制裁し秩序を回復するための正義の戦争」―実は奴隷の平和にすぎないことを看過している―として朝鮮侵略を正当化する見解は、「十六世紀に現代的な意味での外国意識が存在したかどうか」という甘い認識にもとづくものであるが、国家間の関係は対等であるべきであるとする考え方が古代にも存したという事実を目をそむけたものである。)戦国末期に、同類という概念があり、同類であっても密告をすれば許すという考え方があるという事実が指摘されているが、私は、大田城において(天正十三年)秀吉政権に抵抗し処刑をまぬかれた門徒衆すなわち「残之衆」が同類として天王寺あべの「籠屋敷」の賤民として編成されたのではないかと考えるもので、そう考えた方が、後年の大坂の四箇所非人の二千人のうち九百二人までが転びキリシタンであるという事実の理由を明白に理解しうるのであると思うものである。このたび島根大田市で調査が始まったばかりであるけれども、鉢屋という被差別者の史料を見ると、由緒書も非常に興味深いものであって、熊野の一向宗徒と関係があるということが十分推測されるのであるが、この鉢屋が、

近世の史料であるけれども、この近くで盗犯が発生したという場合に、「疑モ掛リ候身分」である、まず自分たちが真っ先に疑われる身分であるといっている。そこでこの取り調べは慎重を要するのだというようにいい、この吟味は公開的吟味で、一般の民衆も立ち合って行われ、果たして鉢屋仲間に盗人がいたのかどうか、物証も含め公開して合理的な吟味を進めている。「疑も掛り候身分」という言葉には、同類という概念の存続、ならびに同類として集められた（当初は宗教一揆の同類）賤民集団の特色がよくあらわれている、と思うのである。

もう一つは、大朝町というところで、幕末であるが、革田米蔵という人が、広島藩が財政上の観点から革田持皮を百姓持皮に変え、藩がこれを直接的な独占収奪の対象とするという政策をだしたのに対し、「忝歩刻ミ」の極刑を覚悟して抗議したのである。その時に、百姓が皮を持つということであれば、百姓も革田同然である。我々が皮を持たないのであれば、我々も百姓同然である。いったい革田身分—革田名目とはなにかという身分上の重要問題を提起しているのである。幕藩体制の身分と職業を関連づけるカースト的身分政策には、権利（生存権）の観点に立つならばこういう矛盾があるのではないかという問題を提起したのである。権力側は、当然これを反逆罪ということに吟味をしているが、革田半蔵は絶対に「吟味詰り之口書」（公儀の御威光に承伏して申渡された刑罰をうけるという請書）を提出しない。結局は「一円革田共」が蜂起するという政治的状況を勘案して、広島藩はこれを赦免にするという措置をとっている。（元治元年から慶応元年にかけての法廷闘争で、幕府の長州征伐が始まっている。）

であるからここにも、解放令に関して賤民身分に関する権力側の考え方と、被差別者の考え方というものの明白な相違が現われていると断じて差支えない。これが第二の問題である。

第三、部落解放令の貫徹を阻止したものの

これに關しては、小林茂氏の集められた史料をよく読んでみると、明治四年の十二月解放令反対一揆の直後にだされた、飾磨県の告諭書に次のような重大な文が認められる。「今般、朝廷ノ有ガタキ思召ニテ一視同仁ト申テ、広ナル御慈悲ヲ下シ玉ハリタル事ナリ」。解放令という広大な御慈悲をもらった。ただし、「前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ、少シモ重頭ナキ様、身分ヲ引下ケ、万事ヒカヘメニ致セ」。もしも、がさつなことをするのであれば、身分を引き下げ、ことも可能である。身分を引き下げて万事控え目にしろといっていることが重要である。解放令により、身分をあげたのであるけれども、実質的意味において、身分を引き下げるといふことも可能であるとしているのである。既述した段階的身分上昇論というものは名目的上昇と実質的下降の両側面を含んでいる。ここにこそ段階身分上昇論の本質（カースト的身分上昇論）があるのである。これは明らかに天皇制思想と関連するし、この天皇制思想と深く結びつく国家神道思想とも深く関連するものを明示しているのである。そのことは、既に平安末期ないしは鎌倉初期に公にされたと考えられる『法曹至要抄』の中の規定で十分に理解できるのではなからうかと思う。

またキリスト教に対する弾圧をのべた、「天主教ヲ歐ノ議」という公議所での発言によると「皇国ノ神教ヲ興シ……此教ヲ奉ゼザレバ平人ニ齒スルヲ得セシメズ」といっている。皇国の神教（天皇制思想・国家神道思想）を奉じないかぎり平人にならぶことができない―賤民身分を脱することはできないといっている。既述した明治二年の十二月に浦上キリシタンを何十匹というように賤称して各藩に預けるということについては、明らかに右述したような思想上の問題が底流として存在するということがわかるのである。

国家神道というものが従来の宗門改めなり、寺院の賤民教化政策生引き継ぐものであったという事実は、我々の広島調査で明らかに成り、市川訓敏氏が、氏子籍というものを発見したのである。この氏子籍を見ると賤称記載がある。これはどういふことかという、氏子調というのは明治四年七月四日から行われているけれども、明治六年五月二十九日にその施行を停止している。これはもちろん解放令以後の問題であるが、広島県では、明治六年七月二十三日「氏子調守札渡先般授受相済候処、今又其儀ニ不及旨布達候テハ人心方向ニ安シ兼候ニ付、当県限り前条依然致シ置度」といふ伺を提出して、七月二十八日許可をうけている。これは国家神道にもとづく賤称記載の氏子調というものが貫徹されていることを意味し、国家神道が近世の転向した仏教思想に代替する意味をもっていたという事実を明示するものである。

であるからやはり部落解放令の貫徹を阻止したものである場合には、天皇制思想ないし国家神道の問題というものをどうしても考えざるをえないし、それに対する闘争は、信教の自由・基本的人権の思想という立場からまず被差別部落の民衆によつてはじめられたという事実の重要性を確認しておかなければならない。

井ヶ田良治氏が、大審院（明治八年四月十四日設置）初期の部落関係の判例を紹介されている（明治前期における部落差別と裁判）『部落史の研究近代篇』所収）。この十二件のうち四件までが、祭礼・氏神の祭に参加する資格を認めてほしいという問題で、大審院まで上告するという法廷闘争を行っている。氏神共祭という問題である。被差別部落は周知のように本村に対する枝村という形で分離せしめられていることが多いが、江戸時代は氏神を異にしていた。本来は本村に属するもので本村の村民と共に、氏神―村落共同体の神の祭に参加させてほしいという訴えを提起したのである。大審院まで上告しているということは、いかにこの村落共同体の神を共に祭るといふ資格があると

いう被差別者の要求が強かったか、ということ物語るものであろう。であるからこの問題はやはり近世において村落共同体の神を祭る資格がないとされていた（『神道柱立』に「屠児は神国に住むといへども神孫にあらず、故に神祭る事ならず」とある）ことを不当とする共祭への権利として被差別部落の側から提起された問題は信教の自由という問題として解放令を解釈する運動であると考えることがができる。

しかもこの判例をみると『大審院民事判決録』の四十七号「鎮守祭典不合併一件上告ノ判文」がある。史料は次の通りである。

○鎮守祭典不合併一件上告ノ判文

明治九年一月十八日上告
明治九年十一月廿一日申渡

群馬縣下上野國那波郡

後箇村農

原告

小林清十郎

外八名

群馬縣下上野國那波郡

後箇村農

原告總代人

小林宇三郎

群馬縣下上野國那波郡

上茂木村

原告

杉本丑五郎

外八名

群馬縣下上野國那波郡

上茂木村農

原告總理人 杉本徳次郎

群馬縣下上野國那波郡

上茂木村戸長

被告 原 順 造

群馬縣下上野國那波郡

後箇村元戸長

被告 田 口 理 兵

東京上等裁判所ノ審判

原告 惣代人小林宇三郎杉本徳次郎控訴ノ要旨 明治八年十二月廿四日

自分共舊穢多ナリシ處明治四年末九月中平民同一ノ御布告ニ因リ平民一般ノ取扱ニ相成ルヤウ村役人ニ願出タルニ何分一般ノ取扱ニナラサルニ付已ムコヲ得ス群馬縣へ箱訴セシ末村役人共呼出ヲ受ケ鎮守祭禮ハ申スニ及ハス都テ一般ノ取扱ヲ爲スヘキヤウ村役人共承服シ受書マテ差出シ置キナカラ尙又變心セシニ付高崎支廳へ願出タルニ因リ村役人共支廳ノ呼出シニナリ説諭ヲ受ケ前文ノ通り濟方ニ成リタリ然ル處明治八年二月中戸籍改ノ節戸籍表ニ自分共新平民ハ白山神社ト記シ舊平民ハ玉村宿八幡大神ト記シアリシニ付一村一般ノ祭事ニ不都合ナルヲ以テ舊平民へ掛合ヒシニ八幡太神氏子ノ舊平民中福島村戸長大山貞太郎外一人差拒ムニ付示談相成兼ル故縣廳へ願出ツヘキ旨村吏ノ申聞ケニ從ヒ明治八年三月高崎支廳へ願出セシニ採用ナク又本廳へ願出セシニ本廳ヨリハ添翰ヲ附セラレ又々支廳ニ出願セシ末支廳ニモ終ニ採用ニナラサルニ付已ムコヲ得ス高崎裁判所へ歎訴セシニ高崎裁判所ヨリ又々支廳へ廻サレ支廳ヨリハ又々本廳へ廻ハサレ警察課ニテ夫々糺問ノ上教部省ノ指令ニ氏神ヲ廢シ他社へ氏子替ノ

義ハ容易難問届旨ヲ申渡サレタレモ自分共ハ往古ヨリ玉村宿八幡社ノ氏子ニテ祠掌月俸等マテ差出シタリ白山社ハ自分共居屋敷ナル税地ニ奉祀シ素ヨリ氏神ニ非ス且又明治五年戸籍表改正ノ御舊戸長田口理兵ヨリ氏神ト致サレシコト一旦示談ニテ行届キシコトユヘ氏神引直シ方ヲ強テ歎願セシ處裁判所ニテ處分ヲ受ケシコト左ノ如シ

申渡

上野國那波郡玉村下新

田後箇村濟田村角淵村

上茂木村右五箇村平民

元穢多二十七人總代

右 玉村下新田平民元

穢多

松下新七

右 後箇村同

小林宇三郎

右 上茂木村同

杉本丑五郎

其方共義從來ノ氏神ヲ廢シ他社ヘ氏子替ノ義熊谷縣ヘ出願ニ及フ處右ハ容易ニ難問届旨ノ申渡ヲ受ケ其指揮ニ不應彼是苦情ヲ鳴シ承服難致旨申募ル科律例第六條ニ依リ一同叱リ置

明治八年十一月十八日

熊谷縣裁判所

右ノ處分ヲ受ケタレモ自分共平民同一ノ御趣意ニ基キ不申ト存シ又々高崎裁判所ニ歎訴セシニ採用ナク又々熊谷縣裁判所ニ出願

部落解放令前後の状況

一九七（四三七）

セシニ採用ナキニ付已ムコトヲ得ス控訴ヲ爲スニ因リ八幡太神祭典一村一般ノ取扱ニ相成ルヤウ裁判アランコトヲ願フ

判文

該訴刑事ノ裁判ヲ受ケタル者ニ付當裁判所ニ於テ受理不致依テ訴狀却下候事 明治八年十二月廿五日

大審院ニ於テ

原告 惣代人小林宇三郎杉本徳次郎上告ノ要旨

東京上等裁判所へ差出シタル控訴狀ニ述ヘシ如ク自分共平民一般ノ取扱ヲ受ケサルニ付控訴シタレトモ東京上等裁判所ニ於テハ訴狀却下ノ裁判ヲ受ケ自分共途方ニ暮レ明治八年十二月二十八日日本縣ニ出訴セシニ採用ナク強テ歎願セシニ明治九年一月七日願書ヲ封シ高崎庶務課へ差出スヘシトノ命ニ從ヒ高崎庶務課へ出願セシニ願書却下ニ相成リ強テ歎願シタレトモ採用ナキニ付餘儀ナク今般上告セリ何卒被告人ヲ呼出サレ自分共平民一般ノ取扱ヲ受ケ學校ニ八幡氏子祭典トモ一村一致ノ取扱ニ成ルヤウ被告人共説諭アランコトヲ請求ス

辨明

第一條

明治六年第二百四十七號公布訴答文例第二十條ニ原被告人豫審又ハ終審ノ裁判言渡ヲ受ケ其裁決ニ服セスシテ之ヲ上等ノ裁判所ニ控告セシトスル云々ト有ルニ依リ總テ民事ノ訴ニ付控訴スル者ハ初告裁判所ノ裁判ヲ受ケシ後ニ控訴スヘキコナリトス因テ之ヲ鎮守祭典事件ノ控訴狀ニ照スニ右ノ控訴狀ニハ熊谷縣裁判所ニ於テ民事ノ裁判ヲ受ケ不服ニ付キ控訴スルトノ旨趣ニ非スシテ明治八年十一月十八日ニ熊谷縣裁判所ニ於テ刑事ノ處分ヲ受ケタル裁判申渡書ヲ證トシ其裁判ニ不服ノ旨趣ヲ以テ控訴シタリ因テ之ヲ明治八年第九十三號公布控訴上告手續ニ照スニ其第二條ニ控訴ハ民事ニ止マリ刑事ニ及ハストアルニ依レハ鎮守祭典事件ニ付刑事ノ控訴ヲ爲シタルニ當リ東京上等裁判所ニ於テ刑事ノ控訴タルヲ以テ受理致サストノ裁判ヲシタルハ相當ノ裁判ナリトス

第二條

前條ノ筋合ナルニ原告人小林宇三郎等ニ於テハ東京上等裁判所ニテ訴狀却下トナリ途方ニ暮レ本縣竝ニ高崎庶務課ニ出願スレハ願書却下ニナリシヲ以テ大審院ニ於テ被告人ヲ呼出シ説諭アランコトヲ上告セシニ因リ之ヲ控訴上告手續ニ照スニ其第九條ニ各裁判所ノ終審ヲ不法ナリトシ大審院ニ向テ取消ヲ求ムル者之ヲ上告ト云トアリ是ニ由リ宇三郎等カ上告ハ法律ニ適シタリヤ否ヤヲ推究スルニ宇三郎カ明治八年十一月十八日ニ熊谷裁判所ニ於テ受ケタル刑事ノ裁判ヲ不法ナリトセハ控訴上告手續第三十條ノ法律ニ從ヒ裁判言渡ヨリ第三日迄ニ上告願狀ヲ其裁判所ニ捧クヘキニ其手續ヲハ爲サスシテ明治八年十二月二十四日ニ之ヲ東京上等裁判所ニ控訴シタリ左スレハ宇三郎等ニ於テハ明治八年十一月十八日ヨリ第三日迄ニ上告スヘキ法律ナルヲ其法律ニ從ハスシテ明治八年十二月二十四日ニ東京上等裁判所ニ控訴セシハ控訴上告手續ニ背キタルノ所爲ニシテ控訴スルコトヲ得サルノ事件ヲ控訴セシ者ナルニ因リ東京上等裁判所ニ於テ刑事ノ裁判ヲ受ケタル者ニ付當裁判所ニ於テ受理致サストノ言渡シヲ爲シ控訴ヲ却下セシハ不法ノ裁判ニ非ストス然ルヲ宇三郎等ニ於テハ東京上等裁判所ニ於テ訴狀却下ト成リ途方ニ暮レタリトテ學校并ニ八幡氏子祭典トモ平民一般取扱ノコトニ付テノ審判ヲ大審院ニ願ヒタルハ大審院ニ於テ受理スヘキノ事件ニ非ストス如何トナレハ八幡氏子ノ事件ニ付テノ刑事ノ裁判ハ熊谷縣裁判所ニ於テ明治八年十一月十八日ノ裁判ヲ受ケタレハ民事ノ裁判ハ未タ初告裁判所ノ裁判ヲ經サルニ付キ民事ニ付テノ出訴ヲ爲スハ初告ナルヲ宇三郎等ニ於テハ上告ト陳述スレハ其事實ハ初告スヘキノ事件ニシテ上告ス可キノ事件ニ非サルヲ以テ控訴上告手續ノ第十一條ニ大審院ハ上告ヲ受クルノ所トアルニ依リ民事ノ初告ヲ受ク可キノ所ニ非サルヲ以テナリ

判決

前條ノ如クナルヲ以テ小林宇三郎等大審院ニ差位シタル訴狀ハ上告スヘキ事件ニ非サルニ依リ訴狀ハ却下スル者也

この中に、東京上等裁判所の審判を不服とする原告の大審院への上告却下の経緯が示されている（明治九年十一月廿一日申渡）。部落解放令の直後から氏神を共に祭りたいという要求を被差別者が提起した。それに対して、権力側

は相手にしないので群馬県に箱訴したというのであるから江戸時代と同様の方式による緊急の提訴が行われたことがわかる。その時はなにか村役人が承服したように思うけれども、結局は変わらない。そこで高崎支庁に行った。しかしはっきりしない。明治八年三月、高崎支庁は不受理。本庁より添翰を附せられ支庁に出願するように指示された。しかしながら支庁は不受理である。高崎裁判所でも不受理である。たらい回しにされている。近世に多く認められることと類似の現象である。結局本庁の警察課でこれを受理した。これは警察課が一方的に受理したわけである。そこで教部省の指令にもとづき、今までの氏神を変更することは容易ならざる義である、という申渡があつて、「科律例第六条ニ依り一同叱り置」という処置をうけた。これを不服として東京上等裁判所に控訴した。けれどもこれは刑事事件である。控訴上告手続は刑事については控訴を許さないという規定にもとづき（しかも期限内に上告願状をしていない）、東京上等裁判所がこれを受理せず控訴を却下したのは適法である。大審院は申渡した。そしてこれを民事と解釈し得るとしても大審院は民事の初告を受理するところではないという理由により、却下するとしている。しかし高崎本庁警察課で一方的にこの事件を糺問しているのであるから、刑事事件という認定にはきわめて独断的な偏見が先行しているのであり、いわんや民事と解すべき余地は与えられていないのである。

大審院が論理的理由にもとづき、始めて共祭を認める判決を下したのは、次の判決である。これは明治十四年七月十六日に上告して、明治十四年中一月二十五日申渡の出ている第三百七十号の判文というものである。

○判文 明治十四年七月十六日上告
明治十四年十一月二十五日申渡

上告

水野豊吉外九名總代兼同村平民

水野龍曹

同縣同國同村平民關口數市郎外

六十五名總代兼同村平民

被上告

廣澤保之作

同

福田利三郎

右代言人東京府日本橋區青物町

二十五番地土族

仁杉英

八坂大神祭禮同一加入拒一件東京上等裁判所ノ裁判ヲ不法ナリトシ上告スル要領左ノ如シ

原裁判所判文ニ「成澤村々社ハ赤城社ノ在ルアリ且成澤村七十二戸ノ内關口一重外三名ノ本訴ニ爭フ八坂社ノ祭典ニ干預セサルニ依レハ該八坂社祭典ハ成澤村一般ノ祭典ニアラスシテ原告等六十八名限りノ祭典ナルニ付被告カ成澤村ノ平民ニ列セラレタル廉ヲ以テ強テ其祭典ニ加入スルヲ得サルモノトス何トナレハ政事上ノ改革ニ依リ被告ノ平民ニ列セラレタル趣意ト民間ノ舊慣ニ據リ營メル祭典ニ關スル事柄トハ固ヨリ其主義ヲ異ニスルモノナレハナリ」トアレモ政事上ノ改革ハ民間ノ舊慣ヲ改正スルモノニ非スシテ何ソヤ上告第一號證ニ「當村鎮守末社八坂大神祭禮ノ義ハ毎年六月十五日定日ニテ燈家竝ニ相附御與村中祭廻リ候仕來云々村役人ヨリ雙方ヘ申聞候ニハ當年ノ義ハ御與供致シ云々」トアルノミナラス被上告中近年一戸ヲ爲セシ者共モ有之ヲ觀レハ八坂紳社ハ村社赤城神社ノ末社ニシテ一村ノ祭事タルヲ明瞭タリ又戸長關口一重外三名カ該祭ニ加入セスト云フハ彼レ等カ隨意ニ言フモノナレハ之ヲ以テ本訴ヲ論定スルヲ得ス況ンヤ右四名モ實際被上告人等ト共ニ祭事ヲ執行スルニ於テオヤ然ルニ原裁判所ハ上告者ノ證據物ヲ採用セスシテ漫リニ被上告者カ陳述ヲ偏信シ前顯ノ如ク裁判セラレタルハ不當ナリトノ事

部落解放令前後の状況

二〇一（四四一）

被告上告者ハ祭事ヲ共ニスルヲ拒マス唯神輿ト山車ノ共用ヲ拒ムノ主意ヲ述ベ且上告ヲ不當ナリトシテ原裁判ヲ辨護セリ
依テ辨明及判決ヲ與フルヲ左ノ如シ

辨明

上告者ニ於テ右要領ノ如ク申立ツルニ依リ扣訴書類ヲ審閱スルニ被告上告者ニ於テハ本訴八阪神社ノ祭事ヲ共ニスルヲ拒マス唯
タ神輿ト山車ハ被上告限リノ共有物ナレハ之ヲ共用スルヲ拒ムト云フニ在リ依テ之ヲ推案スルニ該八阪神社ハ村社赤城神社ノ末
社ニシテ特設ノ者タル形迹ナキノミナラス上告者カ證據トスル明治五年村役人ヨリ舊入間縣ヘノ伺書ニ依ルモ其文中「當村鎮守
末社八阪大神祭禮ノ儀ハ毎年六月十五日定日ニテ燈家並ニ相附御輿村中祭廻リ候仕來リ候處當未年ハ一般ノ御布告被仰出候ニ
付新百姓ノ方村中ヘ加里云々祭致度旨申出候間其段小前一同ヘ申渡候處小前方申候處右ハ御布告ニ就テハ尤ノ義ニモ候得共最初
相談モ不仕新規ノ義ニ付當年ハ是迄通り致シ鄰村々右様成祭禮所々ニ有之間外村々並合ノ事ニ可致云々村役人ヨリ雙方ヘ申聞候
ニハ當年ノ義ハ御輿供致シ云々」トノ敷語アリテ其祭事ハ一村ノ共祭ニ出ツルコト該書全體ノ趣旨ニ於テ照然タリ況ンヤ被告上告人
中近年一戸ヲ爲セシ者カ異義ナク其祭事ニ加ハリシ事實アルニ於テテヤヤ而シテ獨リ上告者カ從來之レニ參加セス從テ神輿ノ供奉
山車ノ使用ヲ共ニセサル所以ノモノハ舊穢多ノ自分ニテ共ニ齡スヘカラサル人民ナリト度外視スルニ因ルヤ明ケシ然ルニ今ヤ既
ニ穢多ノ稱呼ヲ廢シ一視同等ノ人民ナレハ一般共祭スルヲ以テ人民協和上ノ通義ナリト云ハサルヲ得ス然レハ則神輿ノ供奉ヲ爲
スハ勿論山車ノ使用ヲモ共同スルヲ得ヘキ條理ナリトス然リ而シテ戸長關口一重外三名カ該祭ニ與カラスト云フハ其入費ヲ厭フ
ニ因ルトノ陳述ニシテ自カラ之ヲ望マサル者ナレハ之ヲ以テ本訴ノ證トスルヲ得ス然ルニ原裁判所ニ於テハ本訴ノ要點ヲ誤リ人
證ノ薄弱ナル陳述ニノミ偏依シテ漫然上告者ハ其祭典ニ加入スルヲ得サルモノト判定セシハ審理ヲ誤リタル不當ノ裁判ナリトス

判決

右辨明ノ如クナルヲ以テ東京上等候判所ノ裁判ヲ破毀シ直ニ本院ニ於テ裁判スルヲ左ノ如シ
本訴八阪神社ノ祭典ハ成澤村一般ノ共祭ニ出ツルモノナレハ神輿ノ供奉山車ノ使用モ一般共同スヘキモノトス故ニ被告ハ原告ノ

要求ヲ拒ムヲ得サルモノトス

但訴訟入費ハ規則ノ如ク都テ被告ヨリ辨償スヘシ

これを見ると東京上等級裁判所の考え方というものが上告文のなかに載っている。八坂大神祭の共祭を要求したことを拒否しているのであって、その拒否の理由を読むと当時の東京上等級裁判所の裁判官の考え方がどういふものであつたかということがよくわかる。どういふ理由でこれを却下したかというところ「政事上の改革」は民間の旧慣を改革しない。政治上の改革は民間の旧慣に及ばないのだという、そういう論拠をもって要求を認めないという判決が示されてゐるのである。^{〔註〕}

東京上等級裁判所は、いずれもこういうきわめて因循な判決を出している。もう少しこの問題は考えてみなければならぬと思つてゐるのである。興味を感じたのは、私が論争を継続してゐる中世賤民説・連続説である。中世の賤民は河原者であり乞食である、それが近世に連続して来たのだという説である。この説の根拠としてよく問題にされるのは、部落解放令以後も差別的民間の旧慣が残つたのではないか。だから民衆のなかには、こういう問題を旧慣として差別する偏見が、底流として深く潜在している。それはなにも近世に始まつたのではなくて、中世にまで及ぶといふように考へていいのではないかということを主張するのである。

しかしこの判決を見るとそういうことではなくて、東京上等級裁判所の判決の考え方であり、東京上等級裁判所のなかに、政治上の革新は民間の旧慣に及ばず、そういう考へ方があつたということ立証されるのであり、民間の「旧慣」温存は、権力側によって作爲されたものであることが明かとなる。被差別部落の民衆たちは、このような民間の旧慣温存を作爲する見解に決定的抗議してゐるのである。

上告文のなかではこの東京上峰裁判所の見解は不当であつて、政治上の改革は理論上当然民間の旧慣を改革するものであるはずであるということを主張し、大審院に上告しているのである。梶原元司氏の指摘によるのであるが、この時の大審院の主任の裁判官は児島惟謙である。裁判官の児島、安居、増戸の見解は、身分は一視同等の人民であるという本義上、共に祭るということは「人民協和」の上の当然の原則であるとなし、氏神を共に祭る資格があるとした最初の判決を指示したのである。明らかに政治上の革新というものは、旧慣に対する革新であり、そこまで貫徹すべきものであるということを確認に判示しているのである。

氏神すなわち村落共同体の神を祭る資格を認められなかった被差別部落の民衆が、共同体の神への共祭の資格があるという権利の確認を、解放令直後の大審院における法廷闘争でまず最初に闘っている事実は、信教の自由のための闘争が被差別部落の民衆の最大の関心事であつたことを明示する。基本的人権の思想の発展にとつて、異端の思想というものを認めるといふこと、異端に対する寛容といふことが極めて重要であり、人間の良心といふものは自由であつて、権力側が介入することはできないといふ思想が基本的人権思想の源流である。この意味において被差別部落の民衆の信教の自由のための闘争は、極めて重要である。

これを要するに、権力側からは、国家財政的な関心・権力功利主義的な関心にもとづき解放令を制定した。しかもそれは思想的にはカースト的段階的身分上昇論(カースト的身分思想)といふ本質を秘めていた。^[註3] それに対して被差別部落や、弁護人、あるいは裁判官という側ではむしろ信教の自由といふ思想、基本的人権の思想の源流を確立する立場から解放令といふものを解釈しようとしたといふ大きな流れの対立があつたと断ずることができるのである。

(一) フロイス「日本史1」松田毅一・川崎桃太訳三二六頁以下には次のようにある。「その翌日(すなわち)光榮ある使徒サ

ンティアゴの祝日に、(関白)はいとも早く起床し、そこへ伺候した貴族や高位の家臣たちの面前において、ふたたび、至聖なる(キリシタンの)教え、ならびに司祭たちに対し、(前日)より激しい憎悪と憤怒をもって冒瀆(の言葉)を浴びせかけ(次のように)言った。『日本の祖、伊弉冉、伊弉諾の子孫たる我らは、当初から神ならびに仏を崇敬し来た。もし我らが、これら犬ども(伴天連たち)が為すがままに任せざるならば、我らの(神仏の)宗教とその教えは失われてしまふであらう。奴らは大いなる知識と計略の持主であり、自分たちの教えを權威づけようとして、今日まで予の好意と庇護を利用して来たのである。予は(まさか)奴らの欺瞞や虚偽にやすやすと乗ぜられはしまいとは思ふものの、予の甥たちと二名の貴族のことを(その点で)心配している。すなわち、(奴らは)雄弁にしてよく仕組まれた言葉、および汝らに食物として供する甘物の中に毒を潜めているからである。もし予が深く注意し自覚して処していなければ、予もすでに欺かれていたことであらう。奴らは一面、一向宗(徒)に似ているが、予は奴らのほうがより危険であり有害であると考える。なぜなら汝らも知るように、一向宗が弘まったのは百姓や下賤の者の間に留まるが、しかも相互の団結力により、加賀の国においては、その領主(富樫氏)を追放し、大坂の僧侶を国主とし主君として迎えた。(顕如)は、予の宮殿(大坂城)、予の眼前にいるが、予は彼に築城したり、住居に防壁を設けることを許可していない。だが(いっぽう)奴ら(伴天連ら)は、別のより高度な知識を根拠とし、異なった方法によって、日本の大身、貴戚、名士を獲得しようと活動している。彼ら相互の団結力は、一向宗のそれよりも鞏固である。このいとも狡猾な手段こそは、(日本の)諸國を占領し、(全)國を征服せんとするためであることは微塵だに疑惑の余地を残さぬ。なぜならば、同宗派の全(信徒)は、その宗門に徹底的に服従しているからであり、予はそれらのすべての悪を成敗するであらう』と。」

キリスト教の布教の方法については、様々の問題が存したであらうが、秀吉はその支配権力の頂点にあるものとして、支配権力に脅威を与えるものとして、キリスト教徒の団結力の鞏固さを認識しているのである。とくにその団結力の鞏固さが宗教思想上の問題としても深い意味を有するものであることを、天皇制思想(イザナミ、イザナギの子孫という血統思想・呪術的神話思想)に依存する立場より、天皇制思想に対する異端として殲滅すべきことを宣言しているのである。

とくに一向宗徒の系譜においてキリスト教徒が把握されている点に注目するを要する。いづれも被支配者層(キリスト教徒の場合には被支配者層にとどまらない)が、その団結を鞏固にし自治的連帯を推進する思想的原動力たる意味を有していたからである。

秀吉が、これらの天皇制思想に対し異端の人々、キリスト教徒を「犬ども」と賤称している事實は、勅命講和以後の一向宗徒の抵抗者を鹿ーシシと賤称しているのと同断であり、これらの人々の本質をケダモノと認定して、その人間性を抹殺しているのである。この見解こそ、秀吉政権の設置した賤民制の核をなすものであり、その核を形成するものとして一向宗徒やキリスト教徒が、賤民身分に、身分をおとされているのである。秀吉による異端の徒の人間性の抹殺と賤民制の形成との間には必然的関連があるということができよう。

右の賤民制の構想は、幕藩体制にもひきつがれ、明治維新直後にまでもひきつがれた。

明治二年、十二月のかくれキリシタンの出現―浦上崩れに対し維新政府は次のように処分したと大佛次郎氏はのべられている。すなわち、「百十四、備前岡山預け。百七十九匹、安芸の広島預け、等と信徒を畜類扱いにしたのは此時のことである。」と(「天皇の世紀」16)。維新政府にとってもキリスト教徒は畜類であった。

なお大坂四ヶ所非人に転びキリシタンが多いこと(しかも長吏役のものが多い)に注目された藤木喜一郎氏の論文「大坂町奉行管下に於ける司法警察制度について」の中で、キリシタンであった者が「検挙されて転宗し、非人に身分を落され」た者があったという指摘を批判して、岡本良一氏は、「転宗の結果として非人におとされたのではなく、非人にはもともとキリシタンが多かったのではあるまいか。」とされている(「乱・一揆・非人」五七頁)。しかし、最も信憑性に富むフロイスの「日本史」において、秀吉が一向宗徒の系譜においてキリスト教徒を把握しながらも、後者の特色としてキリスト教徒の中に「日本の大身・貴族・名士」が存在している点にあるとしているのであるから、キリスト教徒を非人身分に、あるいは貧しい人々の層に限定して考えるのは、真実に反するといえよう。岡本氏は転びキリシタンが賤民身分におとされている事實を「少くともこれまでのところ私は確かな史料を見たことがない。」とのべられているが(同書、五七頁)、秀吉がキリスト教徒を「犬ども」と賤称しその人間性を抹殺している事實は、その人々を賤民身分におとす必然的過程を示す最も明白な証拠として把握することができるであろう。

そしてまた、岡本良一氏は注意しておられないが、恰も一向宗徒のうち勅命講和以後も剛直に抵抗した人々に末々の門徒が多かったように、キリスト教徒の殉教者も名もなき庶民層の信者が多かったのであって、この点に關する海老原有道氏の「それはスペイン系フランシスコ会への弾圧であったのに対し、日本人イルマン三木パウロら三人が進んで縛につき殉教に加わったが、ほかの十七人の日本人たちは、この殉教がなかったならば名も知られぬ庶民層の人々であったことである。彼

らは元仏僧、樋屋、医者、菓種商、小姓、弓師、織物業、刀研ぎ、大工そして明人との混血児などであった。」という指摘
〔キリシタンの弾圧と抵抗〕一六一頁〕は、重要であろう。

(2) この「旧慣」をのこしたものの一つに獄制の問題がある。

島根県「伯太町史」には、明治三年の次の如き史料を示している。

「一十一月朔日、赤屋上ノ台ヲ以流刑所ト為シ、諸追放者、他所追放等ノ罪人ヲ之ニ移スヘキ事ヲ布達セリ。
従来罪ノ軽重ニ依テ、村追放（居村ヲ追テ他村ニ移ス）、穢多村追放（□□村ノ内丸山ト云地ニ穢多居住ス、因テ穢多村ト
称ス、罪人ヲ此ニ移ス者ハ蓋シ之ヲ辱ムルナリ）、又ハ名籍ヲ除シ他所追放（立藩ノ時此刑アリ）等申付候刑人、以来渾テ
赤屋組上ノ台流刑所へ移住可申付候間、年限中ハ同所荒蕪ノ地ヲ開墾可致、此段兼テ可相心得候事」（歴史付録）

明治元年十一月仮刑律の仮定により徒刑制度が追放刑にかわるものとして大幅に採用され、明治三年十二月新律綱領頒布
によりそれが確定するにいたったのであるが、右史料は、この趨勢を反映するものであろう。徒刑には犯人に対し奴隸とし
ての辱しめを与えるという意味がこめられていたことは既に「唐律疏議」に明白であるが、右史料は「唐律疏議」よりの思
想的系譜にもとづき、穢多村をもって徒刑場とみなしたのである。近世賤民制度の伝統が明治維新直後の獄制、徒刑制度に
伝えられていることは、明らかであり、「旧慣」が単なる民間の「旧慣」ではないことは、明白であろう。

島根県立図書館には、「濱田県歴史刑法」なる史料が所蔵されている。このたびその閲覧を許容されたのであるが、右史
料の前半は、新律綱領の頒布について一般民衆への公布を躊躇する諸府県が多かったのに対し、いち早く民衆への公布を
「諭達」という方法でなしたものととして高く評価されるべきものとされた手塚豊氏研究『明治初期刑法史の研究』がある。
ただし、濱田県の新律綱領の公布に附せられた「徒刑場規則」には、多くの問題があるようである。

すなわち、その第三には、「穢多非人ノ徒囚ハ構内ニ區別ヲ立テ内外ノ働、平民ト混セサル様可致尤時宜ニヨリ打混シ使
役候義モ可有之事」とある。

穢多非人の徒囚の徒刑場を平民の徒囚のそれと隔離すべきことを規定しているのであって、徒刑場にこのような身分的差
別を温存したのは、部落解放令直前の時期において、穢多村を徒刑場とみなすといった観念が牢固として残存していたこと
を示すものである。

明治六年六月の「囚獄規則」には「懲治檻」の項に「懲治場ハ檻獄ト疆界ヲ區別シ其往来ヲ禁シ罪囚ヲ遇スル他檻ニ比ス

部落解放令前後の状況

レハ稍寛大ナルヘシ此場ノ制ハ尋常民舎ニ同クシ唯四周ノ塀墻ヲ嵩クシ踰越スヘカラシムノミ懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ノ計ナク再ヒ悪意ヲ挾ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此場ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム但逆意殺心ヲ挾ムモノハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ仍ホ檻獄ニ留リテ此場ニ入ルコトヲ聽サス平民其子弟ノ不良ヲ憂フル者アリ此場ニ入ルコトヲ請フ者ハ之ヲ聽ス(以下略)とある。

「懲役満期」のものに対しては、「悪心未タ悛ラサル者」と獄司が認定した場合には、獄司の裁量としてそのものをなお「懲治檻」に留置せしめることができるとしたことは、近代的獄制とみなし難いような近世的性格の獄制の残存を示すものであり、更に「逆意殺心ヲ挾ムモノ」と獄司が認定した場合には、裁判官に告げ再び懲役場におくりこむことも可能であるというのであるから、「囚獄」の徒に対しては、「懲役満期」も形式的なものにすぎず、長く悪心を抱く可能性あるものとして獄手の監察をうける対象―それは異端の徒に対する近世獄司の監察と同様である―といっているのである。囚獄の徒が異端の徒の系統において監察されていることは、明白である。なお「平民其子弟ノ不良ヲ憂フル者アリ此場ニ入ルコトヲ請フ者ハ之ヲ聽ス」とある点は、あたかも近世非人の役の獄司への連続を示すものがあり、部落解放令以後このような制度が存したことは注目に価する事実といえよう。岡本良一氏は「寛政八年(一七九六)に西成郡生玉社領では、子弟の不行跡に手をやいた親戚の者が、これを訓戒することを非人に依頼し、非人がその依頼通りに異見を加えている事がある」とのべられている(「乱、一揆、非人」三三二頁)。

これを要するに「旧慣」を温存し部落解放令の貫徹を阻止した問題の一として維新当初の獄則があったことは明白であろう。

(3) 飾磨県告諭書(明治四年十二月解放令反対一揆直後の告諭書)

凡ソ皇國ニ生レ出タル者ハ誰モ々々ソノ職業有テ皆々コレヲ重ンジ動メテコソ一生ヲ目出タク終ルモノナレ其職業ヲ重ニスルトイフハ士族平民ハ平民ノ職業有テ別ニ手段ノ有事ニハ非ス是等ノ事素ヨリ当管下ノ鄉民一同能々弁別シテ居レハコソカク迄百数十年ノ間靜謐ニシテ上下親シミ睦マシク上ニモ暴政ナク、下マタ強願トテ強テナラヌ事柄ヲ願ヒ出タル事モ無ケレ早魃水損ニハ夫々哀憐救助救金ヲ施シ平日トテモ困迫ノ者トモニハ必ス上ヨリ厚ク憐愍ヲ加ヘンヨリ下ニテモ益々農業モ骨折勵ミ礼節恩義モヨク弁ヘ豊年ノ秋ニハ各官ヘ献米モイタシ候程ノ事ユヘ実ニ皇國ノ中ニテモ別テ当管下ノ民ハ殊ニ良民ナリトテ他所他郷ニモ羨ミ誉ソヤシタル程ノ事故自然朝廷ヘモ通り數百里ノ外ニモ能ク人ニ知ラレヨキ國ヨキ郷ト誉ラレタ

ルコト也、然ルニ此度ノ事柄卒爾ニ不法僞忽ヲ仕出シタル事トハ申ナガラ思ヒモヨラヌ事トモナリ別テ当年モ豊饒ニテ五穀ノ実ノリモヨク世ノ中静謐ニシテ何一ツノ不足モナキニ此頃下々ニテ言ヒハヤス事柄ヲ試ニ一ツ二ツヲ挙テ告ケ論スナリ執レモヨク聞キヨク弁ヘラレヨ、

一、穢多ト同籍ノ事

此儀只一通リ人別ヲ共ニト申テハ心ヨキ事ニハ有マジク聞ユレド元來旧穢多トテモ、禽ニテモナク、獸ニテモナク同ジ御國ノ民ニシテ同ジ土地ノ水ヲ飲ミ同シ御慈悲ヲ蒙リタル物ナレバ別ニ怪有ナル事ノ有ベキ筈ナシ別テ人間ノ有用ナル皮革ノ製作ニハ年來手馴居リ又農業モ勳ム事ユヘ今般朝廷ノ有ガタキ思召ニテ一視同仁ト申テ広大ナル御慈悲ヲ下シ玉ハリタル事ナリ、サレドモ是迄人ノ嫌ヒタル汚穢キ事柄モ、マ、無ニシモ有ラサル故此程モ違シタル通り旧穢多トモヘハ別段ニ示シタル也、夫ハ先ツ第一ニ朝夕ノ掃除ヲ能ナシ獸類ナド取扱フタラハ能々身ヲ清メ平日モ成ベキ丈ケ奇麗ニ身ヲ持テ臭氣ノナキ様ニ、中ニハ布巾ト雜巾ヲ一所ニ用ヒ雪隠ノ古板ヲ竈所ニテ焼キ鍋ニテ手足ヲ洗フトイフ様ナル事ハ決シテ有マジキ事人ニ応接トイフテ物イヒカハスニモ前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ少シモ重頭ニナキ様、身分ヲ引下ケ万事ヒカヘメニ致セヨト吃度申聞タル也、依テ旧穢多トテモ、能道理ヲ弁ヘタル物ハ別段爰ニ意ヲ配テ今日ノ所業素人ノ行状ヨリ一段叮嚀奇麗ニイタス筈ノ事也、別テ此度御歴々ノ旧御公卿様旧御大名様ニテモ平民ト縁組勝手次第ト仰出サレ候事ニテ上ヨリモ下リ下ヨリモ上リタル事ナレバ穢多ガ素人ニ成タレバトテ、何モ左マテ強訴イタスベキ程ノ事ニモナク尤穢多ト婚姻ヲセヨトノ事ニモナク、今日ヨリ友達ト成テ別段懇意ニイタセトノ事ニテモナシ、又此郷ニコソ其様ナ心狭キ事モイヘ、此地ヲ放レ他國ニ行時ハミナ一様ニテ寢食モカハリナク是迄迎モ旅籠屋ナドニテハヨク人ノ申ス通り知ラズハ穢多ノ下坐ニ坐リ穢多ノ喰サシモ又喰フ様ナ事モ有ベシ、サレドモ是ヲ快トヲモハヌ元來此國人ノ性質ニテ清潔ヲ好ムハ実ニヨキ事ナレドモ此儀ニ付テ彼是不平ヲ抱キ乱暴ノ所業ニ及フハ決シテ有マジキ事ナリ前ニイフ如ク朝廷ノ広大ナル御趣意ヲ我心トシテ只々恭順ニシテ職業ヲ勤レ是則良民ト申スベク此御國ニ生レ出タル甲斐モアリテ民ノ職分ニモ適ヘリトイフベシ。

(以下略) (『兵庫同和教育関係史料集』第二卷)